

経営状況分析のしくみと留意点 ⑤ 安全性分析指標

はじめに

みなさまご存知のとおり、平成 18 年 5 月 1 日から従来の商法に代わり、会社法が適用されることとなりました。これに伴ない、建設業の財務諸表や経営状況分析についても、さまざまな変更が加えられることになりました。詳細は、このシリーズの終了後に順次解説してまいる所存ですが、今回以降解説する項目の中に、変更箇所がある場合には、その都度改正点についても解説してまいります。例によって、文中の意見にわたる部分は私見であることをあらかじめ申し添えます。

安全性分析は、ひとことで言いますと企業の財政状態がその経営規模に比較してどの程度外部からの借入に依存しているか、言い換えると、いかに倒産しにくい、安全な状況にあるかを測るものということができます。

1. 自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資本}}$$

自己資本比率は、広く一般的にも利用されている分析手法で、総資本に対する自己資本の割合として示されます。

分子の自己資本は、文字どおりの解釈だと貸借対照表の資本合計ですが、現行の経営状況分析では、ここから、当該期の利益処分における社外流出項目である、配当金と役員賞与の金額を控除したものを「自己資本」としていました(厳密な算定式はもう少し複雑な表現になっていますが。)

今回の会社法の施行に伴ない、この自己資本は、貸借対照表の「純資産合計」の値をとることとなりました。

すなわち、従来は利益処分における社外流出項目を控除していたのですが、改正後は、社外流出項目を控除しないこととなりましたので注意が必要です。

分母の総資本は、貸借対照表の資産合計＝(従来の)負債資本合計＝(改正後の)負債純資産合計の数値です。総資本の金額は、改正後も実質的な変更はありません。総資本も従来は厳密

には複雑な計算式になっていましたが、改正後は「負債純資産合計」の値ということで、単純な規定になりました。

自己資本比率は、総資本に対する自己資本の割合ですから、高い方が安全性が高く、評点も高くなります。

2. 有利子負債月商倍率

$$\frac{\text{有利子負債}}{\text{月商}}$$

分子の有利子負債は、[短期借入金＋コマーシャルペーパー＋長期借入金＋社債＋新株予約権付社債＋受取手形割引高]であり、通常利息が付される科目の合計金額です。みなさまに受取手形割引高の注記のものが無いよう再三お願いしているのは、この比率を正しく算定するためです。

新株予約権付社債の金額のうち、新株予約権部分の金額は、会社法施行後は、純資産の部に「新株予約権」として記載し、社債部分の金額のみ「社債」として計上されることとなりますが、この改正の影響を受ける会社は少ないものと思われます。

分母の月商は、売上高を12で除したもので、月平均の売上高です。売上高には、他の比率と同様、完成工事高以外の売上高も含まれます。

月商に比較して、有利子負債が少ないほうが経営の安全性が高いといえるため、有利子負債月商倍率の数値は、低い方が高得点になります。

3. 純支払利息比率

$$\frac{\text{純支払利息}}{\text{売上高}}$$

分子の純支払利息とは、[支払利息－受取利息及び配当金]で表されます。支払利息の金額には、手形売却損(従来の支払割引料)の金額も含まれますので、注意が必要です。

分母の売上高には、他の比率と同様、完成工事高以外の売上高も含まれます。

この比率は、売上高に対する純支払利息の比率ですから、小さい方が安全性は高いということができ、評点も高くなります。

(取締役 公認会計士・税理士 矢島和彦)